



薬生水発 0324 第 1 号
令和 5 年 3 月 24 日

各

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（公 印 省 略）

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の
一部改正について」の留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）に定められているところですが、令和5年3月24日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」（令和5年厚生労働省告示第85号）をもってその一部が改正され、令和5年4月1日から適用されることとなりました。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしましたので、御了知の上、貴管下水道事業者等に対する周知指導につき特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 検査方法告示の改正に伴う留意事項

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）について、陰イオン界面活性剤の新たな検査法を追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行った。

これらの改正に係る留意事項は次のとおりである。

- 1 新たな検査方法の導入又はキャリアーガス等の検査条件の変更を行う場合は、「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号、最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018第1～4号）（以下「妥当性評価ガイドライン」という。）に基づく妥当性評価を行うこと。
- 2 別表第24の2について、内部標準液の添加を省略する場合には、検査対象となる水道水等を用いて、妥当性評価ガイドラインに基づく添加試料の試験で選択性、真度、併行精度の目標を満たしていることを確認すること。この際、検査方法の精度が硬度などの夾雑成分に影響されやすいことに留意すること。
- 3 別表第14及び別表第15において示される1，4—ジオキサンの濃度範囲の規定の改正に関

して、定量下限値については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付け健水発第1010001号)において示すとおり、技術的に実施可能な機関については、対象物質の濃度範囲の下限よりも低く設定することは差し支えない。

- 4 別表第25、別表第26、別表第27及び別表第27の2において、ここで示される検査に必要なフラグメントイオンは例として示しているため、妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価を実施した上で、示されたもの以外のフラグメントイオンを用いることは差し支えない。

第2 関係通知等の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日付け健水発第1010001号)の一部改正について
当該通知の別添4水質管理目標設定項目の検査方法及び別添5水質基準項目の測定精度を、別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。
 - (1) 別添4におけるランゲリア指数の検査方法、別添方法3及び別紙2における農薬類の測定精度について、所要の改正をしたこと。
 - (2) 別添5における水質基準項目の測定精度について、所要の改正をしたこと。
- 2 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成16年2月9日付け健水発第0209001号)の一部改正について
同通知別添1を別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。
- 3 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成16年2月9日付け健水発第0209003号)の一部改正について
同通知別添1を別紙3新旧対照表のとおり改正したこと。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」(平成12年3月31日付け衛水第21号)の一部改正について
同通知別添「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」について、別紙4新旧対照表のとおり改正したこと。
- 5 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)の一部改正について
別表第5に掲げる「要検討農薬類」及び別表第6に掲げる「その他農薬類」について、別紙5新旧対照表のとおり改正したこと。改正事項は次のとおりである。
 - (1) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、要検討農薬類のイプロジオンの目標値を改正したこと。
 - (2) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、その他農薬類のシフルトリンの目標値を改正したこと。

第3 適用日

令和5年4月1日から適用すること。

別紙 1

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添 4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付け健水発第1010001号) (最終改正 <u>令和 5 年 3 月 24 日</u>)</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課</p> <p>—目次—</p> <p>目標 1～31 (略)</p> <p>別添方法 1～25 (略)</p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正<u>令和 5 年 厚生労働省告示第85号</u>) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第318号 (最終改正<u>令和 4 年 厚生労働省告示第133号</u>) 「水道法施行規則第17条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p> <p>目標 1～26 (略)</p> <p>目標27 腐食性 (ランゲリア指数) 1～3 (略)</p> <p>4 試験操作</p>	<p>別添 4</p> <p>水質管理目標設定項目の検査方法</p> <p>(平成15年10月10日付健水発第1010001号) (最終改正 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u>)</p> <p>厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課</p> <p>—目次—</p> <p>目標 1～31 (略)</p> <p>別添方法 1～25 (略)</p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>※ 本紙中、「検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第261号 (最終改正<u>令和 2 年 厚生労働省告示第95号</u>) 「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」をいい、「残留塩素検査方法告示」は平成15年厚生労働省告示第318号 (最終改正<u>令和 2 年 厚生労働省告示第96号</u>) 「水道法施行規則第17条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」をいう。</p> <p>目標 1～26 (略)</p> <p>目標27 腐食性 (ランゲリア指数) 1～3 (略)</p> <p>4 試験操作</p>

(1)～(3) (略)

(4) ランゲリア指数の算定

上記(1)から(3)までの試験操作により得られたカルシウムイオンの濃度、総アルカリ度及び溶解性物質の濃度から、次式によりランゲリア指数を算定する。

$$\text{ランゲリア指数} = \text{pH値} - \text{pH}_s + [(T - 25) \times 1.5 \times 10^{-2}]$$

$$\text{pH}_s = 8.313 - \log [C a^{2+}] - \log [A] + S$$

T : 試料採取時の水温 (°C)

1.5×10^{-2} : 温度における補正係数

8.313 : 定数

[C a²⁺] : meq/Lで示されたカルシウムイオン量

$$[C a^{2+}] = [C a^{2+}] \text{ (mg/L)} \div (40.1 \div 2)$$

[A] : meq/Lで示された総アルカリ度

$$[A] = [A] \text{ (mg/L)} \div (100 \div 2)$$

S : 補正值で、次式により求める。

$$S = 2 \sqrt{\mu} / (1 + \sqrt{\mu})$$

$$\mu = 2.5 \times 10^{-5} \times S d$$

S d : 溶解性物質 (mg/L)

目標28～31 (略)

別添方法1～2 (略)

別添方法3 溶媒抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラルである。

1～2 (略)

3 試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄したねじ口瓶に泡立えないように採水し、満水にして直ちに密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷蔵保存し、72時間以内に試験する。

なお、残留塩素が含まれている場合には、アスコルビン酸ナトリ

(1)～(3) (略)

(4) ランゲリア指数の算定

上記(1)から(3)までの試験操作により得られたカルシウムイオンの濃度、総アルカリ度及び溶解性物質の濃度から、次式によりランゲリア指数を算定する。

$$\text{ランゲリア指数} = \text{pH値} - \text{pH}_s + [(T - 25) \times 1.5 \times 10^{-2}]$$

$$\text{pH}_s = 8.313 - \log [C a^{2+}] - \log [A] + S$$

T : 検水の水温 (°C)

1.5×10^{-2} : 温度における補正係数

8.313 : 定数

[C a²⁺] : meq/Lで示されたカルシウムイオン量

$$[C a^{2+}] = [C a^{2+}] \text{ (mg/L)} \div (40.1 \div 2)$$

[A] : meq/Lで示された総アルカリ度

$$[A] = [A] \text{ (mg/L)} \div (100 \div 2)$$

S : 補正值で、次式により求める。

$$S = 2 \sqrt{\mu} / (1 + \sqrt{\mu})$$

$$\mu = 2.5 \times 10^{-5} \times S d$$

S d : 溶解性物質 (mg/L)

目標28～31 (略)

別添方法1～2 (略)

別添方法3 溶媒抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、ジクロロアセトニトリル及び抱水クロラルである。

1～2 (略)

3 試料の採取及び保存

検査方法告示の別表第17の3の例による。

ウムを0.01～0.02g加える。

4～5 (略)

別添方法4～25 (略)

別紙1 (略)

別紙2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の100分の1まで測定し、更に「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に示された真度及び精度を確保すること。なお、一般的測定機器・通常の検査方法を採用した場合の定量下限値の目安を農薬別・検査方法別に下表に併せて示す。

農薬名	目標値 (mg/L)	検査方法	定量下限値 (mg/L)
(略)	(略)	(略)	(略)
イプロジオン	0.05	固相抽出—GC —MS法	0.00002
		固相抽出—HPLC法：参考 (注3)	0.001*
		固相抽出—LC —MS法(P) ：参考(注3)	0.0001
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注3) (略)

別紙3 (略)

別添5 水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1(ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1)まで測定すること。この場合において、基準値の10分

4～5 (略)

別添方法4～25 (略)

別紙1 (略)

別紙2 農薬類(水質管理目標設定項目15)の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として目標値の100分の1まで測定し、更に「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン」に示された真度及び精度を確保すること。なお、一般的測定機器・通常の検査方法を採用した場合の定量下限値の目安を農薬別・検査方法別に下表に併せて示す。

農薬名	目標値 (mg/L)	検査方法	定量下限値 (mg/L)
(略)	(略)	(略)	(略)
イプロジオン	0.3	固相抽出—GC —MS法	0.00002
		固相抽出—HPLC法：参考 (注3)	0.001
		固相抽出—LC —MS法(P) ：参考(注3)	0.0001
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注3) (略)

別紙3 (略)

別添5 水質基準項目の測定精度

水質検査の実施に当たっては、原則として基準値の10分の1(ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光度法については4分の1)まで測定すること。この場合において、基準値の10分

の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項	目	基準値	検査方法	変動係数
1～20	(略)	(略)	(略)	(略)
21	塩素酸	0.6mg / L 以下	イオンクロマトグラフ法 <u>液体クロマトグラフ—質量分析法</u>	10% <u>10%</u>
22～40	(略)	(略)	(略)	(略)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg / L 以下	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法 <u>液体クロマトグラフ—質量分析法</u>	20% <u>20%</u>
42～51	(略)	(略)	(略)	(略)

の1（ただし、非イオン界面活性剤の固相抽出—吸光光度法については4分の1）付近における値の変動が下表の変動係数で示す値以下となるよう精度を確保すること。

項	目	基準値	検査方法	変動係数
1～20	(略)	(略)	(略)	(略)
21	塩素酸	0.6mg / L 以下	イオンクロマトグラフ法	10%
22～40	(略)	(略)	(略)	(略)
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg / L 以下	固相抽出—高速液体クロマトグラフ法	20%
42～51	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙 2

「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前													
<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）<u>（最終改正：平成 29 年 10 月 18 日付薬生水発 1018 第 1～4 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）</u>に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、<u>同別表第 3</u>又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3</u> 又は同別表第 6 に定める方法	(略)	(略)	<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は</u>同別表第 3 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> </table>		(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は</u> 同別表第 3 に定める方法	(略)	(略)
(略)	(略)														
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3</u> 又は同別表第 6 に定める方法														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は</u> 同別表第 3 に定める方法														
(略)	(略)														

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 又は同 別表第 24 の 2 に定める方法
(略)	(略)

別紙方法 1 ～ 5 (略)

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定め る方法
(略)	(略)

別紙方法 1 ～ 5 (略)

別紙 3

「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209003 号）別添 1 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前												
<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成 9 年厚生省告示第 111 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）<u>（最終改正：平成 29 年 10 月 18 日付薬生水発 1018 第 1～4 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）</u>に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、<u>同別表第 3 又は同別表第 6</u>に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3 又は同別表第 6</u> に定める方法	(略)	(略)	<p>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</p> <p>改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成 9 年厚生省告示第 111 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の具体例については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p>なお、試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」（平成 24 年 9 月 6 日付健水発 0906 第 1～4 号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は同別表第 3</u>に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は同別表第 3</u> に定める方法	(略)	(略)
(略)	(略)												
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2、 <u>同別表第 3 又は同別表第 6</u> に定める方法												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 <u>又は同別表第 3</u> に定める方法												
(略)	(略)												

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 又は同 別表第 24 の 2 に定める方法
(略)	(略)

陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定め る方法
(略)	(略)

別紙 4

「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

>

改 正 後	改 正 前
(略)	(略)
(別添)	(別添)
水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン	水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン
平成16年 3 月 (最終改正令和 5 年 3 月)	平成16年 3 月 (最終改正令和 2 年 3 月)
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
目次	目次
(中略)	(中略)
改正履歴	改正履歴
平成18年3月30日	平成18年3月30日
健水発第0330001号	健水発第0330001号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
健水発第0330001号	健水発第0330001号
平成19年11月15日	平成19年11月15日
健水発第1115002号	健水発第1115002号
平成21年3月6日	平成21年3月6日
健水発第0306002号	健水発第0306002号
平成22年2月17日	平成22年2月17日
健水発0217第 1 号	健水発0217第 1 号
平成23年1月28日	平成23年1月28日
健水発0128第 2 号	健水発0128第 2 号
平成24年 2 月28日	平成24年 2 月28日
健水発0228第 1 号	健水発0228第 1 号
平成26年 3 月31日	平成26年 3 月31日
健水発0331第 6 号	健水発0331第 6 号
平成27年 3 月31日	平成27年 3 月31日
健水発0331第 6 号	健水発0331第 6 号
平成29年 3 月28日	平成29年 3 月28日
生食水発0328第 1 号	生食水発0328第 1 号
令和 2 年 3 月30日	令和 2 年 3 月30日
薬生水発0330第 1 号	薬生水発0330第 1 号
<u>令和 5 年 3 月24日</u>	<u>令和 5 年 3 月30日</u> (新規)
薬生水発0324第 1 号	
1 (略)	1 (略)
2 水道用薬品の評価について	2 水道用薬品の評価について

「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号)の第1条第16号において、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(以下「水道用薬品」という。)により水に付加される物質は、同省令別表第1の上欄に掲げる事項(以下「評価項目」という。表1では左欄に相当。)につき、同表の下欄に掲げる基準(以下「評価基準」という。表1では右欄に相当。)に適合することとされているが、適合を評価する方法は、水道事業者等が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用する必要がある。

本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法の例を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。

①水道用薬品の最大注入率を設定する(以下、「設定最大注入率」という。)

②最大注入率における、水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。

③水道用薬品が各評価項目について評価基準を満たすかどうかを確認する。

なお、試験方法及び試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」(平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号厚生労働省健康局水道課長通知) (最終改正：平成29年10月18日付け薬生水発1018第1～4号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。

全般として、留意すべき事項は以下に掲げるとおりである。

(1)～(5) (略)

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年厚生省令第15号)の第1条第16号において、浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等(以下「水道用薬品」という。)により水に付加される物質は、同省令別表第1の上欄に掲げる事項(以下「評価項目」という。表1では左欄に相当。)につき、同表の下欄に掲げる基準(以下「評価基準」という。表1では右欄に相当。)に適合することとされているが、適合を評価する方法は、水道事業者等が合理的、客観的な判断に基づき、自らの責任で選択し、採用する必要がある。

本ガイドラインは、評価を行うための標準的な試験方法の例を示したものであり、その手順の概要は以下のとおりである。

①水道用薬品の最大注入率を設定する(以下、「設定最大注入率」という。)

②最大注入率における、水道用薬品から付加される各評価項目の濃度等を確定する。

③水道用薬品が各評価項目について評価基準を満たすかどうかを確認する。

なお、試験方法及び試験操作の設定にあたっては、各検査機関の裁量が認められているところであるが、「水道水質検査のための妥当性評価ガイドラインについて」(平成24年9月6日付け健水発0906第1～4号厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき、各検査機関で定めた試験方法の妥当性を予め確認すること。

全般として、留意すべき事項は以下に掲げるとおりである。

(1)～(5) (略)

3～6 (略)

7 各評価項目ごとの試験方法等

7.1 各評価項目ごとの試験方法
(略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
(略)	(略)	(略)
塩素酸	イオンクロマトグラフ法又は液体クロマトグラフー質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)
陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法又は液体クロマトグラフー質量分析法	同上
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)
 別添方法1～3 (略)
 参考資料 (略)

表2 各評価項目ごとの試験方法一覧

項目	試験方法	告示・通知
(略)	(略)	(略)
塩素酸	イオンクロマトグラフ法	同上
(略)	(略)	(略)
陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法	同上
(略)	(略)	(略)

7.2 (略)
 別添方法1～3 (略)
 参考資料 (略)

別紙 5

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					改 正 前				
(前略)					(前略)				
記					記				
1～4 (略)					1～4 (略)				
別表第1～4 (略)					別表第1～4 (略)				
別表第5					別表第5				
番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法	番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1～2	(略)	(略)	(略)	(略)	1～2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	イプロ ジオン 注1)	殺虫剤	<u>0.05</u>	固相抽出—GC— MS法、固相抽出 —HPLC法*、 固相抽出—LC— MS法	3	イプロ ジオン 注1)	殺虫剤	<u>0.3</u>	固相抽出—GC— MS法、固相抽出 —HPLC法、固 相抽出—LC—M S法
4～15	(略)	(略)	(略)	(略)	4～15	(略)	(略)	(略)	(略)
注1)～注3) (略)					注1)～注3) (略)				
注4) 検査方法の欄中、*は、定量下限値が目標値の100分の1を <u>上回るものである。</u>									
別表第6					別表第6				
番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法	番号	項目	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1～32	(略)	(略)	(略)	(略)	1～32	(略)	(略)	(略)	(略)

33	シフル トリン	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.06</u>	—
34～86	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)～注5) (略)

33	シフル トリン	殺虫剤 殺菌剤	<u>0.05</u>	—
34～86	(略)	(略)	(略)	(略)

注1)～注5) (略)